

「合理的配慮の観点及び一例、合理的配慮の実践例」

障がい別の教育的対応のためのコーディネートアイデア（例）

*** 目次 ***

1	視覚障がい	1
2	聴覚障がい	5
3	知的障がい	9
4	肢体不自由	13
5	病弱・身体虚弱	17
6	言語障がい	21
7	情緒障がい	25
8	自閉症	29
9	学習障がい（LD）	33
10	注意欠陥多動性障がい（ADHD）	37

「合理的配慮の観点及び一例」に示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものです。

詳しくは、当センターWebサイトに掲載している「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック〔2020年版〕」第Ⅲ章-2『合理的配慮の提供に当たって』（P.142～161）をご覧ください。

また、合理的配慮については、リーフレット「みんなで進める 合理的配慮」基礎編・実践編・事例編もWebサイトに掲載していますので、ご活用ください。

視覚障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の観点及び一例



視覚障がいのある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、視覚障がいのある子どもの教育にお
ける合理的配慮の観点として整理し、その一例が示されていま
す。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

***見えにくさを補うことができるようにするための指導を行うために**

- 例) 視覚補助具の効果的な活用 他者へ積極的にかかわる意欲や態度の育成
 見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

***視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行うために**

- 例) 状況等の丁寧な説明 観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用
 複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長
 体育等における安全確保 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

***見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行うために**

- 例) 聞くことで内容が理解できる説明や資料 拡大コピー
 拡大文字を用いた資料
 触ることのできないもの（遠くのもの、動きの速いもの等）を確認できる模型
や写真 等
 視覚障がいを補う視覚補助具や ICT を活用した情報の保障（画面拡大、色の
調整、読み上げソフトウェア 等）

①-2-2 学習機会や体験の確保

***見えにくさからの概念形成の難しさを補うために**

- 例) 実物や模型に触る等、能動的な学習活動を多く設ける。
 気づきにくい事柄や理解しにくい事柄（遠かったり大きかったりして触れら
れないもの、動くものとその動き方等）の状況を説明する。
 学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、
主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 例) 自己の視覚障がいを理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにする。
 身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作り
 見えにくいときに、自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。
 視覚に障がいがある子ども等が集まる交流の機会の情報提供を行う。

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 例) 特別支援学校（視覚障がい）のセンター的機能の活用
 弱視特別支援学級等の専門性を活用
 眼科医からのアドバイスを日常生活で必要な配慮に生かす。
 点字図書館等の地域資源の活用

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例) その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 例) 見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにする。
 緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。

②
支援体制

③-1 校内環境のバリアフリー化

***校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備するために**

- 例) 廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保
 分かりやすい目印
 段差等を明確に分かるようにして安全を確保する。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

***見えやすいように環境を整備するために**

- 例) まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備（ブラインドやカーテン、スタンド等）
 必要に応じて教室に拡大読書器を設置する。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 例) 避難経路に明確な目印や照明を設置する。

③
施設・設備

なお、合理的配慮を提供するに当たっては、その決定までのプロセスを大切に、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



視覚障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB^{*1}に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例から、一部紹介します。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ タブレット端末、書見台、電子辞書、単眼鏡やルーペを場面に応じて活用できるようにした。
- ◆ 座席の位置への配慮（見えやすさとグループ活動のしやすさを考慮）をしている。
 - ◆ 教室内に遮光用のブラインドを設置し、使い方を学習した。
 - ◆ 見えやすさに配慮し、白黒反転文字を使った掲示物を掲示するとともに、拡大したプリントを使って学習している。
 - ◆ 掃除の時に、ゴミを集める場所をテープで囲むなどして、見えにくいことによる困難さを軽減できるような配慮をしている。

①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 介助する教員が視覚的な情報を口頭で説明して補っている。
- ◆ 定期テストでは、漢字の読み書き問題は代替問題と差し替えるか、削除している。
 - ◆ 美術、保健体育等では、安全面に配慮しながら、他の生徒と同じように活動できるようにしている。しかし、活動によっては、個別の到達目標を設定し、生徒の特性に応じた評価をしている。
 - ◆ 拡大教科書を使用しているが、読む時間がかかるため、学習内容を精選している。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 授業者は「これ」、「その」等の指示語を使わずに、できるだけ具体的に言語化する。
- ◆ 板書事項を読み上げる。
 - ◆ 問題集や定期テストの点訳は、外部の点訳団体に委託している。
 - ◆ 交流及び共同学習では、特別支援学級の担任が横につき、交流学級担任の説明や板書だけでは理解しにくい所の補足説明をしている。
 - ◆ 朝の読書では、特別支援学校（視覚障がい）から借りた拡大本を使用している。
 - ◆ 本人に聞きながら、配付物の色の濃淡や文字の大きさに配慮している。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

① 教育内容・方法

* 1 『インクルDB』 <<http://inclusive.nise.go.jp/>> は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

①-2-2 学習機会や体験の確保

- 事例) ◆ 運動会の徒競走でカスタネットの音を頼りに走るようにし、周囲にも理解を促した。
 ◆ 理科の観察や実験を行う場合には、グループ用の実験器具のほか、本人用の実験器具を用意し、近くで見たり、手に持ったりして確認できるようにしている。
 ◆ 行事や見学学習は、対象となる人や物が見えやすい場所に移動し見学をしている。また、担任が近くにおいて、言葉の説明を加えることで、必要な情報が届くように本人に配慮している。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 事例) ◆ 本人が自己理解を深めるために、特別支援学校（視覚障がい）の教育相談及び眼科医による支援機器のトレーニングを月1回利用している。
 ◆ 視覚的な障がいによるコミュニケーションのすれ違いがでないように、学年において、障がい理解教育を実施し、関わり方について学ぶ機会を設定している。
 ◆ 疲労が溜まっている5校時は、機器を使って読むことはせず、読み聞かせにした。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 事例) ◆ 特別支援学校（視覚障がい）の巡回相談を活用している。
 ◆ 個別の教育支援計画をもとに、担任及び特別支援教育コーディネーターが中心となり、市の相談機関や特別支援学校（視覚障がい）と連携し、個別の指導計画の作成と支援を行う。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 事例) ◆ 疑似体験授業を実施し、困難さについて理解を深めた。
 ◆ 保護者の承諾を得て、病気について学年児童、他の保護者へ説明している。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 事例) ◆ 対応する教職員の配置を決めている。
 ◆ 緊急時には、どこに移動するのかの指示を明確に伝え、目標物を示すことや、本人が先頭にならないように、周囲の児童を指名してついていくように指導している。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

- 事例) ◆ 廊下に余計なものを置かず、スペースを広くとっている。
 ◆ 学校の敷地内や校内での本人の移動の導線に視覚障がい者誘導ブロックを設置した。
 ◆ 段差や階段のある場所、ロッカーや靴箱などに目印となるテープを設置した。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 全職員が机上のパソコンに点訳ソフトをインストールし、誰もが気軽に点訳できる環境作りを行った。
 ◆ 日によって見えやすさに違いがあるため、自分で室内の明るさや文字の大きさを調整できるように、室内にはブラインドと拡大読書器を設置している。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 本人に特化したものではないが、階段や廊下の壁などには大きくて見やすい避難経路誘導のカードが貼られている。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



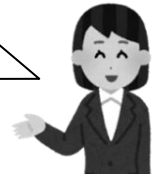
聴覚障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の観点及び一例



聴覚障がいのある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、聴覚障がいのある子どもの教育における合理的
配慮の観点として整理し、その一例が示されています。それを参考にしな
がら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

*聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。

- 例) 補聴器等の効果的な活用
 相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段（身振り、簡単な手話等）
 の活用に関すること 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

*音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 外国語のヒアリング等における音質・音量調整
 学習室の変更
 文字による代替問題の用意
 球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

*聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。

- 例) 分かりやすい板書
 教科書の音読箇所的位置の明示
 要点を視覚的な情報で提示
 身振り、簡単な手話等の使用 等

*聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。

- 例) 座席の位置
 話者の音量調整
 机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用等）
 防音環境にある指導室
 必要に応じてFM式補聴器等の使用 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

*言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行
う。

- 例) 話し合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる。
 慣用句等の言葉の表記と意味が異なる言葉の指導
 ルールや常識等の理解や行動の在り方を考えさせる指導 等

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 例) 情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。
- 通常の学級での指導に加え、聴覚に障がいがある子どもが集まる交流の機会の情報提供を行う。

②
支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 例) 特別支援学校（聴覚障がい）のセンター的機能を活用する。
- 難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性を活用をする。
- 耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、子どものための交流会を実施する。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例) 使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 例) 放送等による避難指示を聞き取ることができない子どもに対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。

③
施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

*** 放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。**

- 例) 教室等の字幕放送受信システム 等

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

*** 教室の間こえの環境を整備する。**

- 例) じゅうたん・畳の指導室の確保
- 行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞等の文字表示 等

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 例) 緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

なお、合理的配慮を提供するに当たっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



聴覚障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクル DB^{*1}に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例**から、一部紹介します。



① 教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 通常の学級での学習時にはFM補聴器を装用し、授業者がFMマイクをつけて授業を進めている。
- ◆ 自立活動では、補聴器の管理や聞こえの実態把握、傾聴態度、記憶したりメモを取ったりする学習、発音練習、言語学習、コミュニケーションスキルの学習、障がい認識の学習等を行う。
 - ◆ 小学校の通常の学級では、聞こえにくい状況のときには聞き返すことの必要性や、自分の行動が正しいか確認する話し方について、担任がロールプレイ等を通して指導している。
 - ◆ 指導者が話すときには生徒の方を向き、口元が見えるようにすること、適切な声量で話すこと、テニスボールを椅子や机の脚につける等で教室の雑音軽減を図ること、聴力の良い側の耳で聞きやすくなるように配慮すること、学級での話し合いや教員の説明の際には静かにすること等を行っている。

①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 体育の水泳指導では、補聴器を装用できないため、赤旗、青旗で指示をしたり、ホワイトボードで要約筆記したりして伝えている。
- ◆ 英語検定のリスニングテストは、日本英語検定協会に特別措置申請書を提出し、別室でテロップ（音声ではなく文字をテレビモニターに写す方法）による受験を行った。
 - ◆ 授業中新しい語彙、普段使わない語句、聞き取りにくい音を含む語句が出たときには丁寧に説明し、場合によっては写真や絵などの視覚情報を提示して理解が図れるようにした。
 - ◆ 図画工作の制作は、作業手順の確認を行ってから、制作をはじめている。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 必要な情報が本人に届いたかどうかを確認することや、文書を配付して情報が確実に伝わるように配慮することを確認した。
- ◆ 全校集会や行事では、児童が発表する原稿をあらかじめ本人に渡し、手話とノートテイクを用いて情報保障を行っている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

* 1 『インクルDB』 <<http://inclusive.nise.go.jp/>> は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

①-2-2 学習機会や体験の確保

- 事例) ◆ 通常の学級におけるグループでの話し合い活動に十分参加できるようにするために、ミニホワイトボード、タブレットを使ったり、別室に移動して話し合ったりしている。
- ◆ 学習において、聞き漏らしや聞き違いがあるので、中学校では、定期試験前に「教育相談の時間」を設けて、生徒の希望による復習や学習内容の理解支援を取り入れている。
 - ◆ 進路の情報が少ないので、オープンキャンパス参加では要約筆記や体験をお願いしたり、大学入学後の配慮を依頼したりする資料作成などを行った。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 事例) ◆ 通級指導教室からの情報を共有し、本人が聞き取りにくい状況や様子の方は、担任が机間巡視しながら再度丁寧に説明し、不安や焦りを感じないように配慮している。
- ◆ 本人（中学生）は、思春期に入り、常にそばにいる支援員に対して、反発するような様子があるので、必要な時以外は少し距離をおいて見守るようにする。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 事例) ◆ 特別支援学校（聴覚障がい）教員や通級による指導担当教員、主治医とも連携して定期的にケース会議を行っている。
- ◆ 校内において聴覚障がいに関する研修会を開き、他の教員も本人を指導する際の配慮ができるようにしている。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 事例) ◆ 全校集会等の機会を通して、本人の状況や必要な配慮について説明している。
- ◆ 保護者に対しては、PTA総会や学級懇談会の機会を通して説明し、啓発を図っている。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 事例) ◆ 緊急時に教職員が教室に不在の場合も想定され、学年生徒全体に、対象生徒を助け、災害の情報を伝えて欲しいと協力を依頼している。その際、ゆっくり大きな声で伝えることや、本人が先頭にならないように避難するように指導している。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

- 事例) ◆ 学校全体で「分かって動ける環境作り」に努め、場所の表示や時間の手掛かりなどを書いて示す、スケジュール提示や、指示内容を視覚的に提示している。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 事例) ◆ リスニングテストを行う際は、相談室等のできるだけ雑音の少ない部屋を使う。
- ◆ FM補聴器用のFMマイクを担当以外に、他の児童生徒の発言用にもう一本配備している。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 教員のタブレット端末に、災害時の対応に必要な指示をあらかじめ入力しておく、必要時に提示したり、該当児童生徒のタブレット端末に送信できるようにしたりしている。また、職員室からの非常持ち出し箱に、補聴器用の予備の空気電池を入れている。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



知的障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の観点及び一例



知的障がいのある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、知的障がいのある子どもの教育における合理的配慮の観点として整理し、その一例が示されました。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

* できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールを理解を促すための指導をする。

①-1-2 学習内容の変更・調整

* 知的発達の遅れにより、一般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整をする。

例) 焦点化を図ること

基礎的・基本的な学習内容を重視すること

生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

* 知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。

例) 文字の拡大や読み仮名の付加

話し方の工夫

文の長さの調整

具体的な用語の使用

動作化や視覚化の活用

数え棒

パソコンの活用

数量等の理解を促すための絵カードや文字カード 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

* 知的発達の遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから

例) 調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導する。

学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導する。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

*知的発達の遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることへの配慮をする。

- 例) 学級集団の一員として所属意識をもつことができるように学級全体で取り組む活動を工夫する。
- 自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 例) 特別支援学校（知的障がい）のセンター的機能の活用
- 知的障がい特別支援学級等の専門性を活用
- てんかん等への対応のために、必要に応じた医療機関との連携

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

*知的障がいの状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性として、実体験による知識等の習得が必要であることへの配慮をする。

- 例) 特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 例) 適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

- 例) 自主的な移動ができるよう、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 例) 危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。
- 必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

*災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように配慮をする。

- 例) 簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

なお、合理的配慮を提供するに当たっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



知的障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB*¹に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例から、一部紹介します。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ ひらがなの読みはできるが、書くことは難しいので、感想等を書くときに困らないように、引き出しの中にひらがなカードを入れておき、いつでも見られるようにしている。
- ◆ 排泄について、課題があるため、一定の学校生活パターンの中で時間を決めてトイレに連れて行き、排泄のリズムをつかませるようにしている。
 - ◆ 空間的な認知に困難さがあり、絵を描くことが苦手なので、写し紙を使って図鑑の絵や写真などを視写して、積極的に交流及び共同学習に参加できるようにしている。

①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 10までの足し算では、両手を使って5まではできるものの5以上になると指を使って間違が多いため、ブロックなどの具体物を使用して指導を行い、繰り返し練習をしている。
- ◆ 図画工作は、視覚的な支援として、デジタル教科書を利用し、作品を大画面にして映し細部を拡大して示すことで、集中し、指示内容を理解できた。
 - ◆ 家庭学習用として、英単語や理科と社会の重要語句は単語カードを作成し、本人が家庭で復習するようにしている。
 - ◆ 英語の授業には、教育支援員が配置されており、教材のプリント類にはあらかじめカタカナをふったものを渡している。手元にホワイトボードを用意し、質問に対する解答が思い浮かばないときに、そこにヒントとなることを書くようにしている。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 本人が行きたい場所を確実に伝えられるよう、教室の扉に取り外しが可能な写真を貼り活用できるようにしている。
- ◆ 教材は、具体物や写真を多く使い、具体的にイメージをもって振り返りができる「写真日記」、生活の中でよく使う物の名前を学習するための写真入り学習プリントなどを作り、学習したことの振り返りができ、生活の中で生かせるようにしている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

* 1 『インクルDB』 <<http://inclusive.nise.go.jp/>> は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

①-2-2 学習機会や体験の確保

- 事例) ◆ 図画工作等を学習するに当たって、本人が授業の道具や材料などを準備できないことがあるので、交流学級の友達や特別支援学級担任に準備をお願いすることを教え、少しでも学習の機会が減らないようにした。
- ◆ 各教科においてのグループでの話し合いのときに、様々な役割を担い、その役割を果たすことで、自信をもって学習活動に取り組んでいる。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 事例) ◆ 交流学級での関わりの中で、本人が話し掛けやすい児童に聞くことができるように座席の配置を配慮した。
- ◆ 対象生徒は、他の生徒とは異なる配慮を好まないため、本人への特別な配慮は、必要最小限にとどめている。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 事例) ◆ 特別支援学級では、担任、特別支援教育コーディネーター等との支援会議を週1回行い、校内の教員同士の共通理解を図っている。
- ◆ 言語障がい通級指導教室の教員と連携し、発音指導について、相談している。
 - ◆ 各教科の指導に当たっては、学校支援員との連携を密にした。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 事例) ◆ 特別支援学級の校内公開授業を年度の早い時期にもつことで、児童理解と特別支援教育の理解を図る機会としている。
- ◆ 全教員に、職員会議等を通じて、本人への支援についての情報共有を図っている。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 事例) ◆ 避難の仕方の事前指導を丁寧に行い、避難経路となっている廊下の進行では、予想されるガラスや障害物の散乱についてのイメージをもたせ、その際の避難の仕方についても指導した。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

- 事例) ◆ 本人に特化したものではないが、校内は、安全で分かりやすく整備されている。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 教室後部を自由空間とし、作業的な活動に取り組める空間構成とした。そこに多目的テーブルを設置し、本人に対する個別的な指導や支援の場として活用した。
- ◆ 排泄の際に下着を汚すなどがあった場合に、対応できるように、特別支援学級に、洗面所、トイレ等が完備され、対応がすぐにでき、日常生活の指導を行いながら生活力を向上させている。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 本人に特化したものは特にない。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



肢体不自由のある子どもの教育における

合理的配慮の観点及び一例



肢体不自由のある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮の観点として整理され、その一例が示されています。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

* 道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。

- 例) 片手で使うことができる道具の効果的な活用
 校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること
 実際の移動の支援 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

* 上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 書く時間の延長
 書いたり計算したりする量の軽減
 体育等での運動の内容を変更 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

* 書字や計算が困難な子どもに対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。

- 例) 書字の能力に応じたプリント
 計算ドリルの学習にパソコンを使用
 話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

* 経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。

- 例) 新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする。
 車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る 等

①-2-3 心理面・健康面の配慮

* 下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。

- 例) 体育の時間における膝や肘のサポーターの使用
 長距離の移動時の介助者の確保
 車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保

②
支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 例) 特別支援学校（肢体不自由）のセンター的機能の活用
 体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームでの検討
 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等との連携

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例) 移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できること等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

*** 移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。**

- 例) 車いすで避難する際の経路や人的体制の確保
 移動が遅れる場合の対応方法の検討

③
施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

*** 車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。**

- 例) 段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター
 障がい者用トイレの設置 等

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

*** 上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。**

- 例) 上下式のレバーの水栓
 教室内を車いすで移動できる空間の確保
 廊下の障害物除去
 姿勢を変換できる場所
 休憩スペースの設置 等

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

*** 移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。**

- 例) 車いす 担架
 非常用電源や手動で使える機器 等

なお、合理的配慮を提供するに当たっては、その決定までのプロセスを大切に、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



肢体不自由のある子どもの教育における

合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB^{*1}に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例**から、一部紹介します。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 年に1回、特別支援学校（肢体不自由）の巡回支援を活用し、摂食指導や姿勢保持の方法等について、授業の中で直接指導を受けている。
- ◆ 本人は、手が震え、小さな文字を書くことが困難であるため、ノートに2cm幅の罫線を入れ、テストでは解答欄の拡大をしている。
 - ◆ 車いすの状態で使用できる大きめの机を使用している。
 - ◆ 給食は、箸が難しいため、スプーンやフォークを使用している。

①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 体育では、肋木や鉄棒などの器械運動では、右手が握ることができない対象児のために担任等が補助して、他の児童よりも高さを低くしたり、運動回数を減らしたりしている。
- ◆ 書くことに時間がかかるために、書く量の調整や専用のワークシートの使用、板書は支援員が写す、宿題等の課題の量の軽減などの変更・調整を行った。
 - ◆ 音楽については、リコーダー奏は、右小指の動きのコントロールが難しいため、全部の穴の位置が可動式のリコーダーを用いている。
 - ◆ 図画工作については、他の児童と同じ教材を使い、場合によっては、課題量の調整をしたり、時間を延長したりする配慮を行って、作品を完成させている。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 計算練習をする際、タブレット端末を利用し、書きの困難さを軽減することで、学習に集中できるようにしている。
- ◆ 交流及び共同学習の授業者は、デジタル教科書を使って、教材提供を行っている。
 - ◆ 手が震え文字が大きくなってしまいうので、書くスペースを拡大したプリントを準備している。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

* 1 『インクルDB』 <<http://inclusive.nise.go.jp/>> は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

①-2-2 学習機会や体験の確保

- 事例) ◆ 体育大会では、生徒は100メートル走に出場し、走る距離を30メートルに設定した。マラソン大会も1キロメートルを車いすで参加した。
- ◆ 校外学習では、障がい者用トイレの位置など、施設設備を事前に確認するなどの体制をとった。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 事例) ◆ 活動がみんなと同じくできない等の不安感があることから、担任がどうやったら参加が可能か話し合っている。また、スクールカウンセラーと週一回話す時間を設けている。
- ◆ 車いすの操作に上肢を使うため、上肢の柔軟性を保つ運動を定期的に行っている。

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 事例) ◆ 特別支援学校（肢体不自由）から、特別支援教育コーディネーターと自立活動担当教員の訪問を受け、学校生活における支援に関する助言を受けている。
- ◆ 毎月、教育支援委員会を開き、校内支援体制の見直しや情報交換を行っている。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 事例) ◆ 全職員で対象児を理解し支援するため、年度当初や学期末などには、教職員に向け、本人の特性や有効な声掛け、対応の仕方、お願いしたいこと等の情報共有を図っている。
- ◆ PTA 総会等、保護者や地域の人に「基礎的環境整備」「合理的配慮」等の情報発信をしている。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 事例) ◆ 災害時には本人の近くにいる担任又は介助員が、ともに避難することになっている。
- ◆ 災害時に外へ避難がしやすい場所に教室を配置している。

③-1 校内環境のバリアフリー化

- 事例) ◆ 廊下や昇降口をバリアフリー化している。水のみ場は、車いすのまま使用できるように改修した。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 本人は、車いすで座位を保持しているため、体をリラックスさせたり、着替えたりするときのスペースとして同じ階に多目的室を用意し、利用できるようにしている。
- ◆ 個別指導や集中して学習に取り組ませたい時は、リソースルームを利用できるようにしている。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 避難経路の短縮化を図り、予備の車いすを準備している。
- ◆ 災害時への対応として、本人へ校内設置のエレベーターの使用方法を周知する。

② 支援体制

③ 施設・設備

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



病弱・身体虚弱のある子どもの教育における

合理的配慮の観点及び一例



病弱・身体虚弱のある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、病弱・身体虚弱のある子どもの教育に
おける合理的配慮の観点として整理さて、その一例が示されまし
た。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

*服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。

- 例) 服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解
 指示された服薬量の徹底
 眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応
 必要に応じた休憩などの病状に応じた対策等

①-1-2 学習内容の変更・調整

*病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。

- 例) 習熟度に応じた教材の準備
 実技を実施可能なものに変更
 入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整
 アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

*病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。

- 例) 友達との手紙やメールの交換
 テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション
 インターネット等を活用した疑似体験 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

*入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子どもの教育の機会を確保する。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。

- 例) 視聴覚教材等の活用
 ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導
 テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組 等

①-2-3 心理面・健康面の配慮

*入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。

- 例) 治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導
 アレルギーの原因となる物質の除去や症状に応じた適切な運動等について医療機関との連携した指導 等

② 支援体制

②-1 専門性のある指導體制の整備

* 学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。

- 例) 主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援
- 日々の体調把握のための保護者との連携
- 緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築
- 医療的ケアが必要な場合には、看護師等、医療関係者との連携を図る。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

* 病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、子ども、教職員、保護者の理解啓発に努める。

- 例) ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病気とその症状を維持・改善するために必要な支援に関する理解
- 心身症や精神疾患等の特性についての理解
- 心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解 等

②-3 災害時等の支援体制の整備

* 医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようになるなど、子どもの病気に応じた支援体制を整備する。

- 例) 病院へ搬送した場合の対応方法 救急隊員等への事前の連絡
- 急いで避難することが困難な子ども（心臓病等）が逃げ遅れないための支援

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

* 心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や子どもが自ら医療上の処置（二分脊椎症等の自己導尿等）を必要とする場合等に対応出来る施設・設備を整備する。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

* 病気の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。

- 例) 色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム
- 相談や箱庭等の心理療法を活用できる施設
- 落ち着けないときや精神状態が不安定なときの子どもの落ち着ける空間の確保

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 例) 災害等発生時については病気のため迅速に避難できない子どもの避難経路を確保
- 災害等発生後については薬や非常用電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備

なお、合理的配慮を提供するに当たっては、その決定までのプロセスを大切にして、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



病弱・身体虚弱のある子どもの教育における

合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクル DB^{*1}に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例**から、一部紹介します。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 本人は病状により学校生活上の困難が見られる。立ったまま靴を履き替えるのに努力を要するため、靴棚の位置を出し入れしやすい高さにするとともに、数種類の靴べらを用意し、立ったままの履き替えができるようにした。
- ◆ 本人は気管カニューレを装着しており、喀痰吸引が必要である。本人が自身の状況や学校生活の場面を見計らいながら、保健室で看護師による吸引ができるように指導を行った。

①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 本人は、服薬等の影響で排尿間隔が短く、授業中にトイレに行くことが多いので、授業に参加している時間が短くなりがちである。また、ノートをとることに時間がかかる。そこで、算数では、「めあて」、「問題」、「まとめ」をあらかじめプリントに記入し、視写にかかる時間を軽減し、じっくり考える時間を確保するようにした。
- ◆ 下肢への負担が大きい活動を減らすために体育の一部を見学する、正座を求められる活動では楽な姿勢をとるなどの配慮をしている。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ タブレット型端末を本人の学習に取り入れ、平仮名の書き順を示すアプリケーションを利用したり、写真や動画機能を使って自分の作品や活動の様子を客観的に捉えることができるようにしたりした。

①-2-2 学習機会や体験の確保

- 事例) ◆ 校外学習では、本人の体調や疲労を考慮して車いすを持っていく。また、保護者の日中の連絡先を確認しておく。緊急時の対応等も考え、安全に実施できるように配慮している。

* 1 『インクル DB』 <<http://inclusive.nise.go.jp/>> は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

事例) ◆ 本人のてんかん発作への対応として以下の点に配慮した。

- ・連絡体制の構築…発作に気づいたらその場で安静にしながら時間を計る。治まったら特別支援学級に移動するとともに携帯電話で職員室に連絡して応援を呼び、家庭に連絡を入れる。
- ・家庭との連携……日頃から発作の記録を交換しておくことで、情報の共有を図る。
- ・発作の予防……特別支援学級にベッドを設置したことで、発作後だけでなく、疲れ具合に応じて休ませる。

②-1 専門性のある指導体制の整備

事例) ◆ 本人は、2週間に一度、病院に通院して主治医の指示を仰いでいる。受診の結果を保護者から聞き、学校で対応可能な内容については配慮している。

- ◆ 特別支援教育コーディネーターを中心に、定期的に校内委員会を実施し、個別の指導計画の履行状況や支援の改善点を確認している。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

事例) ◆ 周囲の児童から階段を上る動きを急かされたという本人の訴えがあったため、学級担任は保護者と伝える内容を相談した上で「本人は足の筋肉がみんなより弱いので、階段を上るのに時間がかかります。」という説明を本人と同学年の児童に伝えるなどして、理解啓発を図っている。

②-3 災害時等の支援体制の整備

事例) ◆ 特別支援学級担当職員間で、避難時の本人への担当職員を定め、直接支援により避難行動をとることができるようにしている。

③-1 校内環境のバリアフリー化

事例) ◆ 本人は、床に座る姿勢は疲労が強く、立ち上がることに努力を要するので、様々な場面で椅子を用意して負担を減らすよう配慮している。

③-2 発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

事例) ◆ てんかん発作の可能性のある本人が休憩できるように、特別支援教室内にベッドを設置した。

- ◆ てんかん発作により転倒する可能性があるため、教卓や水飲み場の角をクッション材で覆い、発作により倒れ込んでしまっても大きな衝撃を受けないようにし

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

事例) ◆ 保健室に簡易吸引器を整備し、災害や避難時には持ち出して使用できるようにしている。本人に特化したものは特にない。

- ◆ 本人の教室は2階にあるが、教室のある棟の階段下に車いすを常備し、必要に応じて使えるようにしている。

② 支援体制

③ 施設・設備

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



☆ 言語障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の観点及び一例



言語障がいのある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、言語障がいのある子どもの教育における
合理的配慮の観点として整理され、その一例が示されています。そ
れを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

* 話すことに自信を持ち積極的に学習に取り組むことができるようになるための発音の指導を行う。

- 例) 一斉指導における個別的な発音の指導
 個別指導による音読
 九九の発音等の指導 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

* 発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導
 書くことによる代替
 構音指導を意識した教科指導 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

* 発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。

- 例) 筆談
 ICT 機器の活用 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

* 発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するための指導を行う。

- 例) 個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行う 等

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 例) 言語障がいのある子どもが集まる交流の機会の情報提供を行う 等

②
支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

例) □ 言語障がいの専門家（ST*¹等）との連携による指導の充実を図る。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

例) □ 言語障がいについて、子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

例) □ 発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組む。 等

③
施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

施設・設備については基本的には他の子どもと共通の配慮を要する。

なお、合理的配慮を提供するに当たっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



* 1 : ST とは、言語聴覚士(Speech-language-hearing-therapist)のことを言います。

言語障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクル DB*¹に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例から、一部紹介します。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

事例) ◆ 話すことに自信を持ち、積極的に学習等に取り組むことができるようにするための構音指導を通級指導教室で行っている。

- ◆ 吃音があり、人前で話をするのが困難であるため、日直などの係活動では、簡単なことばでできるように配慮する。
- ◆ 発音に不明瞭な音があるため、対象児童とのかかわりの経験が長い児童と同じグループ編成にしたり、担任が本人の言葉を聞き取って級友に伝えたりして、本児が他の児童と自然に話せるような状況作りをする。

①-1-2 学習内容の変更・調整

事例) ◆ 級友と同じスピードでの音読や発音の困難さを軽減するため、音読の分量が少なめの段落を当てたり、音読中に詰まってしまう場合には、同じグループの級友が代読したりするようにしている。

- ◆ 吃音がある児童が吃音の症状が出ても、話を最後まで聞きながら聞くようにし、学級担任が話の聞き方の見本となるようにしている。
- ◆ 吃音が出現しやすい、あるいは発語しにくいセリフについて、状況に応じて違う言葉に言い換える手段について本人と話し合った。
- ◆ 発表の仕方に列指名を取り入れることで、心の準備ができるようにしている。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

事例) ◆ 間違った構音をした場合には、間違えた音を指摘せず、さりげなく正しい構音を繰り返すようにしている。

- ◆ 対象生徒への指導だけでなく、学級の生徒にも会話を強要しない接し方や音声言語以外のコミュニケーションの取り方など、吃音に対する理解を進めている。
- ◆ タブレット型端末のアプリケーションやデジタル教科書を取り入れ、視覚と聴覚を利用した教材を使用している。
- ◆ 学級において友達とのコミュニケーションをより多く図れるように、小グループ編成にし、少ない人数の中で友達と一緒に活動する機会を作るようにしている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

* 1 『インクル DB』 <<http://inclusive.nise.go.jp/>> は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

①-2-2 学習機会や体験の確保

- 事例) ◆ 学級の児童の前で発表する前に、学級担任と通級指導教室担当教員が連絡を取り合い、通級指導教室でリハーサルを行い、自信を持って発表できるようにしている。
- ◆ 他校で通級指導を受ける時間を放課後に設定し、できる限り通常の学級での学習に影響を与えないように配慮している。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 事例) ◆ 構音の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、対象児の発言が終わるまで話をしっかり聞くようにしている。また、「不明瞭な構音があってもいい」というメッセージを伝えている。
- ◆ 吃音改善のための配慮を行いつつも、「あなたのままで良い」と受け止める。
 - ◆ 吃音に伴う心理的な負担を軽減するため、通級指導教室で吃音や自己についての理解を図っている。また、自分の困難さを伝える方法を身につけることや、相談しやすい環境を作ることに配慮することで、早期に問題を把握して対応できるようにしている。

②
支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 事例) ◆ 言語障がい通級指導教室担当教員が、学級担任や専科担当教員等へ、児童生徒の状況や支援の仕方について折にふれて伝達したり、共通理解を図ったりしながら、児童生徒の支援を行っている。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 事例) ◆ 対象児の構音をからかうことがないように、他の児童に通級指導教室で受けている構音指導などについての理解を図る指導を行なっている。
- ◆ 職員会議等で特性や対応について説明している。

②-3 災害時等の支援体制の整備

*特化した事例は特に挙げられていない

③
施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

*特化した事例は特に挙げられていない。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 特化したものではないが、落ち着いて学習できる空間、リラックスできる居場所となるような教室配置や、教材備品の整備に努めている。
- ◆ 言語聴覚士の指導・助言を受けて開発した手作り教材をはじめ、タブレット端末、デイジー教科書などを整備した。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

*特化した事例は特に挙げられていない。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



情緒障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の観点及び一例



情緒障がいのある児童生徒への合理的配慮って、どんな例があるの？

「教育支援資料」には、情緒障がいのある子どもの教育における合理的配慮の観点として整理され、その一例が示されています。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

例) 社会適応に必要な技術や態度が身に付くよう指導内容を工夫する。

①-1-2 学習内容の変更・調整

例) 心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着に配慮する。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

例) 場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和させるように配慮する。

①-2-2 学習機会や体験の確保

例) 治療等により生じる学習機会の不足等に配慮する。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

* 情緒障がいのある子供等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。

例) カウンセリング的対応

医師の診断を踏まえた対応 等

②
支援体制

②-1 専門性のある指導體制の整備

* 障がいの特性について理解を深められるようにする。

- 例) 情緒障がいを十分に理解した専門家からの支援
 特別支援学校のセンター的機能の活用
 自閉症・情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を活用

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

* 他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではない場合があること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 例) 情緒障がいのある子どもは、災害時の環境の変化に適応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定した支援体制を整備する。

③
施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

- 例) 安心して自主的な移動ができるように、特別教室への導線などを分かりやすくする。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 例) 衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境の整備をする。
 興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

* 災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

なお、合理的配慮を提供するに当たっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



情緒障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB*¹に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例から、一部紹介します。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

事例) ◆ 発声がなく、意思表示の難しい対象生徒に対し、全教科共通して、無理に声を出させるような指導はせず、通級による指導の自立活動の指導において、意思表示をするための代替手段の習得などの支援を行っている。

◆ 本人は他の生徒との接触が困難であるため、他の生徒と顔を合わせることもないように登下校の時間の調整や、校内での移動経路について配慮している。

①-1-2 学習内容の変更・調整

事例) ◆ 選択性かん黙のある生徒に、社会の授業では、一問一答式の問題を出す際に、本人に紙を渡し、書いて答えることができるようにした。

◆ 本人の苦手とする、人前で発表する方法について工夫をし、「教員が指名し板書することによる発表」の方法も取り入れるようにした。

◆ 本人は、学校では全く書けないので、テストや提出物は持ち帰り、家庭で記入して翌日に持ってくるようにしている。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

事例) ◆ 自己表現の苦手な対象児は、文章を書くことに困難があるので、必要な事項を穴埋め形式にし、書き込むことで文章の形になるようなプリントを用意した。

◆ 学校内で発声のない対象生徒とコミュニケーションをとる方法の一つとして、タブレット型端末を利用した。2～3台のタブレット型端末を利用し、本人と教員の間で、近距離無線通信機能によるチャットに挑戦した。筆談等の他の方法よりもスムーズに会話のやり取りを行うことができ、本人の気持ちを聞くことができた。

◆ 選択性かん黙の症状が強い対象児への支援として、「O×カード」を作成し、支援員が質問した内容が「はい」のときはOのカードを、「いいえ」のときは×のカードを指すように本人に指示しながら進めていった。

* 1 『インクルDB』 <<http://inclusive.nise.go.jp/>> は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

①-2-2 学習機会や体験の確保

- 事例) ◆ 中学校では、2年生の時に、行事として立志式が行われ、体育館の舞台上で抱負を一言述べるという取り組みを行っている。発声が難しい対象生徒には、自宅で自分の抱負を述べることを録音してくるよう促し、それを流す形で、立志式に参加することができた。
- ◆ 本人は、校内で個別指導室以外の場所へ移動することができないでいた。理科室などの学習機会を確保できるようにし、他の生徒と会わないように安心して移動できるようにした。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 事例) ◆ 対象生徒は急な予定の変更や活動の見通しがもてないと、気持ちが不安定になってしまう。そのため、その日の予定を明確にし、活動の見通しをもたせ、来客や予定の変更がある場合には事前に伝えるようにしている。
- ◆ 学級編制においては、対象生徒のことをよく理解し、声掛け等をしてくれる友人と同じ学級になるよう配慮し、本人が学級で孤立してしまうことがないようにした。

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 事例) ◆ 通級指導教室、臨床心理士による定期的な巡回相談や、発達支援巡回相談員、特別支援学校教員による的確なアドバイスをもらうようにした。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 事例) ◆ 定期的に行われる職員会での事例報告を利用し、本人の実態や支援の在り方について全教員の共通理解を図っている。
- ◆ 保護者及び地域の方々にインクルーシブ教育システムの理解を深める機会を設けている。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 事例) ◆ 集団での避難訓練が難しいことから、個別に避難や注意事項を確認している。

③-1 校内環境のバリアフリー化

- 事例) ◆ 本人に特化したものはない。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 対象生徒は他の生徒と接触することが困難であるため、本人専用の個別指導室を設けている。
- ◆ 対象児の座席を教員の目が届きやすく、サポートしてくれる親切な児童やよいモデルとなる児童の横や前の席になるようにした。本人もこの条件を望んでいる。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 本人に特化したものはない。

②
支援体制

③
施設・設備

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



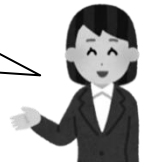
自閉症のある子どもの教育における

合理的配慮の観点及び一例



自閉症のある児童生徒への合理的配慮って、どんな例があるの？

「教育支援資料」には、自閉症のある子どもの教育における合理的配慮の観点として整理され、その一例が示されています。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

*自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特なこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。

- 例) 動作等を利用して意味を理解する。
 繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える。 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

*自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得
 社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

*自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。

- 例) 写真や図面、模型、実物等の活用

*細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことへの配慮をする。

- 例) 扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

①-2-2 学習機会や体験の確保

*自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることへの配慮をする。

- 例) 実際的な体験の機会を多くすること

*言葉による指示だけでは行動できないことが多いことへの配慮をする。

- 例) 学習活動の順序が分かりやすくなるよう活動予定表等の活用

①-2-3 心理面・健康面の配慮

* 情緒障がいのある子どもの状態（情緒不安や不登校、引きこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。

例) カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応 等

* 自閉症の特性により、二次的な障がいとして、情緒障がいと同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。

②-1 専門性のある指導体制の整備

* 自閉症等の特性について理解を深められるようにする。

例) 自閉症や情緒障がいを十分に理解した専門家からの支援

特別支援学校のセンター的機能の活用

自閉症・情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

例) 他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

例) 自閉症や情緒障がいのある子どもは、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。

③-1 校内環境のバリアフリー化

例) 自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

* 衝動的な行動によるけが等が見られることへの配慮をする。

例) 安全性を確保した校内環境を整備する。

* 興奮が収まらない場合を想定した配慮をする。

例) クールダウン等のための場所を確保する。

必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備する。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

* 災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

なお、合理的配慮を提供するに当たっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



②
支援体制

③
施設・設備

自閉症のある子どもの教育における

合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクル DB*¹に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、**小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例**から、一部紹介します。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 一日の予定をスケジュールボードに掲示し、本人がいつでも確認できるようにした。それを使って大まかな学習内容や準備物を知らせることで、事前の準備や学習場所への移動が、担任の言葉掛けなしで自主的に行われるようになった。
- ◆ 放課後の相談内容から、A生徒は授業中視界の両側に入る人が多くいると集中できないということが分かった。そのため、放課後、他の生徒がいない状態で実際に席に座って、どの席であれば集中して授業を受けることができるか確認した。その結果、席替えでは窓際や前列など、級友が視界の両側に入らない座席になるように学級で配慮している。

①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 本人は、書くことに時間がかかることから、個別に書く分量を指示して負担を軽減した。また、板書の内容を記載した紙を手元に置いて書き写させるようにした。
- ◆ 自分の体験を作文する学習では、写真を活用しそれを見ながら話させ、話したことを文章にする方法で「書くこと」を学習させた。また、心情の表現では表情マークを使い、言葉とマッチングさせながら、自分の思いや感じたことの表現につなげた。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 自分の状態やどうしたいのかをうまく話せないA児のために、「お助けカード」を常時ポケットに入れ、必要な場面で使用し、周囲の教員が理解するようにした。
- ◆ タブレット型端末を利用し、用語や図形の確認を行っている。即座に正誤が分かることや、画面という限られた範囲だけに集中すればいいこと、カラーで表示されるために、注目すべき部分が分かりやすいことなどから、本人は集中して取り組むことができる。
- ◆ 本人は、口頭による指示もおおむね理解できるが、言葉の意味のとり違いなどがあり正確な情報伝達ができないことがある。そのため、本人に伝える情報はできるだけ文字化して伝えるようにしている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

① 教育内容・方法

* 1 『インクル DB』 <<http://inclusive.nise.go.jp/>> は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

①-2-2 学習機会や体験の確保

- 事例) ◆ 職場体験学習等の体験先で、話を聞きながらメモをすることに対して不安が大きかったため、レコーダーを利用できるように機器を準備した。
- ◆ 高学年のA児は、一人で係を担当することは難しいが、ペアで活動する児童を決めて委員会活動に参加している。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 事例) ◆ 行事等で長時間の活動後のパニックに陥った場合には、自立活動の時間に身体を休めたり、クールダウンしたりする時間を確保する。
- ◆ 本人は、学習内容が分からなくなると、大きなストレスを感じて自傷行為が多くなることから、算数では宿題として予習プリントを配付するようにしている。前もって学習内容を理解することで、本人は心理的に安定した状態で授業に臨むことができている。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 事例) ◆ 個別の指導計画を作成し、校内委員会において、教職員の共通理解を図り、学校全体で児童の支援が行えるようにした。
- ◆ 地域のセンター的機能を担う特別支援学校の活用

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 事例) ◆ 保護者が集まる会議などで、校長が障がいのある生徒と障がいのない生徒とが共に学ぶことの大切さなど、特別支援教育に関する理解啓発に努めている。
- ◆ 特別支援教育だよりで、障がいに対する理解啓発を図っている。

②-3 災害時等の支援体制の整備

- 事例) ◆ 災害時等に、パニックになることが予想されるため、いち早く担任がそばにつけるように、訓練の際は、全教員で事前のシミュレーションを行っている。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

* 特化した事例は特に挙げられていない。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 本人は教室に他の児童がいることで、落ち着きがなくなり私語が多くなることがある。そのようなときには、パーテーションで教室を区切り、本人が落ち着いて授業を受けることができるようにしている。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 事例) ◆ 教室は1階に配置され、速やかに避難できる校庭側に非常口がある。校舎内避難の際は避難スペース近くに教室が配置されている。本人が理解できるよう、避難マークを表示している。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



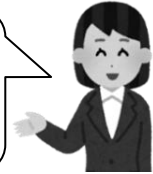
学習障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の観点及び一例



学習障がいのある児童生徒への合理的配慮って、どんな例があるの？

「教育支援資料」には、学習障がいのある子どもの教育における合理的配慮の観点として整理され、その一例が示されています。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

* 読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別な方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。

- 例) 文字の形を見分けることをできるようにする。
 パソコン、デジカメ等の使用
 口頭試問による評価 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

* 「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 習熟のための時間を別に設定
 軽重をつけた学習内容の配分 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

* 読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。

- 例) 文章を読みやすくするために体裁を変える。
 拡大文字を用いた資料
 振り仮名をつける。
 音声やコンピューターの読み上げ
 聴覚情報を併用して伝える。 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

* 身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行う。

- 例) 体を大きく使った活動
 様々な感覚を同時に使った活動 等

* 活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

* 苦手な学習活動があることで、自尊心が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。

- 例) 文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長
 必要な学習活動に重点的な時間配分
 受容的な学級の雰囲気作り
 困ったときに相談できる人や場所の確保 等

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 例) 特別支援学校や発達障がい者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。
 通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例) 努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

* 指示を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。

- 例) 具体的で分かりやすい説明
 不安感をもたずに行動ができるような避難訓練の継続 等

②
支援体制

③-1 校内環境のバリアフリー化

特になし

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

* 類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。

- 例) 余分な物を覆うカーテンの設置
 視覚的に分かりやすいような表示 等

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

特になし

③
施設・設備

なお、合理的配慮を提供するに当たっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



学習障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルDB^{*1}に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例から、一部紹介します。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

- 事例) ◆ 本人は、読みに関する学習に困難があるので、文字や文章を読み上げるなどの配慮を行う。
- ◆ 黒板を見て書き写すことが苦手なため、タブレット型端末を導入して黒板を撮影後に、手元の画面を見て板書できるように配慮した。
 - ◆ 定期テストでは、本人のもてる力を最大限発揮できるようにするとともに、高校受験も視野に入れ、難しい語句等の補足説明は含まない純粋な読み上げ、ルビ振り、時間の延長の配慮を行い、実績として残すことで、受験の際の配慮にもつなげる練習にもなると考えている。

①-1-2 学習内容の変更・調整

- 事例) ◆ 通常の学級においてタブレット端末上のデジータ教科書を使用することを認め、それにより、本人は教科書の内容が理解できるようになり、音読にかかる負担も軽減している。
- ◆ 一斉指導で学習活動を行う際は、支援員による教科書や問題集などの読み上げ、口頭による授業内容の補足説明、音読箇所の明示、解答を書き込む場所の明示、学習内容を図や絵にした解説等を行っている。
 - ◆ 読み書きに困難がある対象児へ、漢字カテストに対する配慮として、漢字の読みと書きの問題の比率を変更し、読みを6割（30/50問）、書きを4割（20/50問）とし、読みの問題が多いことで、漢字に対する心理的負担が軽減し、読み、書きに安心して取り組めるようにした。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

- 事例) ◆ 支援員は、常に小さめのホワイトボードとメモ帳を持つようにしている。授業内容を本人が理解できていないときは、ホワイトボード等に図を書いて説明したり、内容の補足を行ったりしている。
- ◆ リズム、テンポが速いダンスの振り付けを覚えることが難しく、あきらめる様子があったことから、DVDにダンスの振り付けを録画し、家庭でも練習ができるようにした。本番では、自信をもって発表することができた。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

* 1 『インクルDB』 <<http://inclusive.nise.go.jp/>> は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

①-2-2 学習機会や体験の確保

事例) ◆ 宿泊体験学習に支援員が同行し、必要に応じて文章の読み上げや補足説明等の支援を行う。

◆ 弾力的運用として授業時間外に特別支援学級の活用をした。本人は、音読に苦手意識が強く、学級ではほとんど自分から音読をする様子が見られなかった。特別支援学級で教育相談を実施し、音読を確かな読みにするためと、かけ算九九や計算力の定着を図る目的で学習指導を実施した。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

事例) ◆ 学級担任は、対象生徒が他の生徒と自身を比較し、劣等感をもたないように、常に気に掛けるようにしている。

◆ タブレット型端末を活用するに当たり、対象児が安心して、かつ適切に活用できる環境づくりのために、通級指導教室担当教員が在籍学級に出向き、対象児がタブレット型端末を使って学習することの必要性を他の児童に説明し、「タブレットを使うための約束」も示して、他の児童の理解を促した。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

事例) ◆ 全教員やスクールカウンセラー、支援員などを含めて、週に一度、ケース会議を開催し、対象児の様子を報告し、声掛けの仕方などの支援方針についての共通理解を図っている。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

事例) ◆ 通信を全教職員に配付し、合理的配慮について理解啓発を図った。

◆ 学級担任は、対象生徒と同じ学級の生徒に対して、本人の障がい特性について詳しく説明するなどして、周囲が理解できる環境を作っている。

②-3 災害時等の支援体制の整備

事例) ◆ 通級による指導を受けているときの避難経路や避難方法、在籍学級担任への本人の引き渡し等について計画が整備されている。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

*特化した事例は特に挙げられていない。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

事例) ◆ 本人の落ち着きを取り戻すための場所として、学級以外にスペースを確保している。

◆ 姿勢が安定するように、椅子には滑り防止のマットがあり、姿勢が保たれ、本人が学習するときも、集中して取り組むことができるようにしている。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

*特化した事例は特に挙げられていない。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感を得られる学校を創りましょう！



注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育における

合理的配慮の観点及び一例



注意欠陥多動性障がいのある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育における合理的配慮の観点として整理され、その一例が示されました。それを参考にしながら、次のようにまとめました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

* 行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。

- 例) 自分を客観視する。
 物品の管理方法の工夫
 メモの使用 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

* 注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 学習内容を分割して適切な量にする。 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

* 聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。

- 例) 掲示物の整理整頓・精選
 目を合わせての指示
 メモ等の視覚情報の活用
 静かで集中できる環境作り 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

- 例) 好きなものと関連付けるなど興味・関心が持てるように学習活動の導入を工夫
 危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通して指導

①-2-3 心理面・健康面の配慮

* 活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。

- 例) 十分な活動のための時間の確保
 物品管理のための棚等の準備
 良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り
 感情のコントロール方法の指導
 困ったときに相談できる人や場所の確保 等

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

- 例) 特別支援学校や発達障がい者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。
- 通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例) 不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

*** 落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。**

- 例) 項目を絞った短時間での避難指示
- 行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防 等

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

特になし

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

*** 注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。**

- 例) 余分なものを覆うカーテンの位置
- 照明器具等の防護対策
- 危険な場所等の危険防止柵の設置
- 静かな小部屋の設置 等

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

*** 災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。**

なお、合理的配慮を提供するに当たっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育における 合理的配慮の実践例



具体的にどんな実際の例があるの？

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクル DB^{*1}に様々な事例が紹介されています。障がいの程度や状態に合わせて合理的配慮が異なりますが、ここでは、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級の実践例から、一部紹介してみます。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

事例) ◆ 通級による指導で、個別の指導計画に基づき、相手の話を聞く、質問をする、自分の気持ちを伝える、ボールを用いた運動等、特性に応じた指導を行っている。
◆ 本人から、突発的な発言はあるが、発言の内容がユニークでアイデアにあふれていることがしばしばある。そこで、本人と相談し、授業中にあらかじめ付箋紙を渡しておき、発言したくなったら付箋紙にメモするようにした。発言する場面になったら挙手して付箋紙にメモした内容を発表するというルールを決めた。

①-1-2 学習内容の変更・調整

事例) ◆ プリントなどの記入欄は広めにし、多少はみ出しても良いこととしている。
◆ 本人は、校内にある通級指導教室において、週1時間、国語の時間に、自立活動の指導を一对一の形態で受けている。主な内容としては、具体的な場面を想定して適切な行動を学ぶ指導、注意集中を促す指導などが行われている。
◆ 学習発表会では、対象児の台詞や動きが、特定の児童の次に来るよう、台本を分かりやすくした。
◆ 算数の課題に集中できないことが多いため、学習支援員による声掛けで、教科書やノートを開くように働きかけたり、学習支援員が板書をゆっくりと読み上げ文字を書かせることで授業内容を理解しやすくし、学習に向かう姿勢を整えたりしている。

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

事例) ◆ 本人が集中できるように、デジタル教科書や書画カメラなどを活用して、学習内容を視覚化できるよう心掛けている。
◆ 指示は音声だけでなく、板書して文字でも示す。また、できるだけ声かけし、対象生徒の集中力向上や課題への誘導を支援している。
◆ 注意のそれやすさや、注意を向けるべき対象をとらえることに課題を有しているため、座席の位置の工夫を行い、極力余計な刺激に注意がそれにくいよう配慮を行っている。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

* 1 『インクルDB』 <<http://inclusive.nise.go.jp/>> は、インクルーシブ教育システム構築支援データベースとして、数多くの合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。

あくまでも実践例であり、個々の障がいの状態等により、合理的配慮の提供内容が異なります。

①-2-2 学習機会や体験の確保

事例) ◆ 対象生徒は、感情のコントロールに課題があることが指摘されており、失敗を指摘された際に泣いてしまうなどの行動がみられることがある。その際に、担任教員や当該場面に遭遇した教員は、本人が自分の気持ちを話せるように働き掛けるなど、通級による指導で行っている学習を、日常の実際の状況でも生かせる機会を確保している。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

事例) ◆ 授業中、対象児が思いついたことを突発的に発言してしまう場合でも、本人に対して、学級担任がアイコンタクトでサインを送り、さりげない声掛けで、この場での発言としてふさわしくないことを気付かせるようにしている。

◆ 学級担任は、対象児が学習に集中していないときには、本人と視線を合わせたり、合図を送ったりして、本児が落ち着いて学習に取り組むことができるように支援している。

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

事例) ◆ 対象生徒に対する指導体制としては、特別支援教育コーディネーターが中心となり、通級指導教室担当教員、各教科担当、学年教員、管理職、スクールカウンセラー、相談支援員、巡回支援員が協働して、日常及び個別での指導を計画し、実施、評価を行っている。

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

事例) ◆ 校長がPTA総会や校報において、特別支援教育が学校経営の柱の一つであることを説明し、学校及び地域の理解啓発に努めている。

◆ 教職員に、定期的に、外部講師を招いて研修会や事例検討会を行い、共通認識をもてるようにしている。

②-3 災害時等の支援体制の整備

事例) ◆ 対象生徒に対しては、感情コントロールの弱さなどを考慮し、災害発生時には、過度に不安にさせないために、個別の行動マニュアルを紙面で作成している。

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

* 特化した事例は特に挙げられていない。

③-2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

事例) ◆ カーテンの利用など、集中しやすいように刺激量を調整した学習環境への配慮。

◆ 集中が途切れたり、気持ちが高ぶったりした時のためのクールダウンができるスペースの確保をしている。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

事例) ◆ 災害時、担任が本児に個別の指示をしたり直接的に関わったりする際の導線を考慮している。

障がいの有無にかかわらずに、最大限に力を発揮できる、みんなが学ぶ実感をえられる学校を創りましょう！

